

日本共産党の山本伸裕です。

まず最初に議案41号、熊本県育英資金貸付金の支払い請求についての訴えに関する専決処分についての報告、承認を求める議案であります。滞納者を名指しし、裁判に訴え、延滞金及び延滞利息金、訴訟費用も含めて一括して返還を請求するやり方については従来から繰り返し申し上げておりますとおり、賛同できません。今回、滞納されている方が熊本地震の被災者であり、娘さんは進学したばかりの看護学校を退学せざるを得なかったとの報道もあったことなどから、熊本県は被災者に寄りそっていない、冷たいのではないか、との匿名のご意見が私のところにも複数寄せられております。知事は、被災者の奨学金返還については状況に応じて緩和するよう県教委に要請したとのことですが、しかし今回の事案は県教育委員会の個別の対応に問題があったというよりも、本質は育英資金制度の規則、あり方にこそ問題があると言わなければなりません。収入が激減したり、家族が事故や病気になってしまったりなどの個別事情で、返済が突然困難な状況に陥ることは誰にでもあり得ることです。しかし、原資をすべて過去の利用者の返還金で運用する現行制度のもとでは、返してもらわなければ制度が回らなくなる。たとえどんな個別事情があったにせよ制度の維持を根拠として、県教委の言葉を借りれば、特別扱いはできない、滞納が続けばルールにのっとって提訴する、という考え方に立たざるを得ません。個別事情に寄りそうと言いながら本当に寄り添った対応ができないという制度の矛盾がこの点にあることを指摘したいと思います。必要に応じて暫定的にでも滞納分の資金を一般会計などから補てんするような措置がとられれば、滞納者を提訴して精神的に追い込むというやり方によらずとも、真に個別事情に寄りそった対応が可能となるのではないのでしょうか。そして、本来であれば、給付制の育英資金制度こそ創設すべきであることを訴えるものであります。

次に請第35号、熊本地震における医療費の窓口負担等の免除措置復活に関する請願であります。委員会の議決は不採択であります。採択すべきであります。熊本県が9月に公表した被災者を対象とする第二回健康調査の結果によると、強い心理的ストレスがある高度のリスクと判定された人は地震前の約二倍、回答者の約4割が心の不調を訴えています。一方で医療費免除制度の打ち切りが受診抑制を引き起こしている事態は深刻であります。健康福祉部長は6月県議会での私の質問に対して、免除措置の終了と受診の動向が直ちに連関しているとは言い難いと答弁されました。現実には目を向けようとしない、冷たいご答弁だと私は思います。現に被災者の方々が、テレビカメラの前で自分の顔を出して、体調悪化を感じていますと、しかし医療費の負担が不安で、今後の通院は回数を減らさざるを得ないと、訴えておられるではありませんか。どうして医療費免除打ち切りによって受診抑制が起こっているといえないのですか。健康福祉部長の答弁からすると、こうした被災者の方々の証言はでたらめだということにならざるを得ないではありませんか。熊本県は、免除措置の終了と受診抑制は連関していないとあくまで言われるのなら、それを証明する客観的な証拠を示すべきであります。

先日、医療費免除の復活を求める2万人を超える署名が県に提出されましたが、その中でお手紙を添えて署名に協力してくださった方がおられます。手紙の一部を紹介します。ニュースで署名活動をしていることを知り、自分も協力したいと思っていました。2年たったころにはみんな疲れが出てきます。私も無理をして脳出血等2

回の入院生活。現在も入院中です。母親もインフルエンザにかかり入院しました。お金の支払いに頭を抱えています。ぜひ医療費免除が認められることを願ってやみません—こうした切々たる訴えに耳を傾け、よりそう姿勢を県は持つべきであるということを強く訴えます。また県は、実施主体である市町村から、免除制度継続の要望は上がっていないとも言われますが、被災自治体は震災からの復旧・復興にかかる経費負担に大変苦しんでいる状況であります。ある首長さんは医療費免除の継続について、全県あげての基準にならないと、一つの自治体だけでやろうとしてもやっぱり無理が生じると率直に議会で答弁されている通りだと思います。震災から7年半が経過した岩手県は県知事が議会で自らの決意を表明し、今なお医療費免除制度が継続している状況と比較しても、熊本県の対応はあまりにも冷たいと言わざるを得ません。ぜひ本請願が採択されるよう議員各位にご賛同を呼びかけたいと思います。

次に請第36号、消費税増税と軽減税率導入に反対する意見書提出に関する請願であります。委員会の議決は不採択であります。採択を求めます。

消費税の増税は国民の負担を増やし、消費を冷え込ませます。2014年4月、それまで5%であった消費税が8%に引き上げられ、経済の底が抜けたといわれたほど、景気を悪化させました。原則としてすべての商品やサービスに課税される消費税は、家計を直撃し、消費を落ち込ませるからであります。国内総生産・GDPは同年度マイナスとなり、個人消費はその後回復が遅れ、家計の消費支出は増税後ほとんどの月で前年同月比マイナスという状況が続いています。

安倍政権は、当初2015年10月に予定していた消費税率10%への引き上げを、景気の悪化を理由に、二度に渡って延期せざるを得ませんでした。しかし、食料品などへの軽減税率の導入や消費の反動減対策をとることを口実に、来年10月からの増税を強行する構えであります。しかし安倍政権がいま持ち出そうとしている住宅や自動車の購入支援といったものは、それだけの資金力がない消費者には何の恩恵もありません。むしろ住宅メーカーや自動車会社を喜ばす、大企業本位の政策にすぎません。

いっぽう、前回の増税時の国民負担増は8兆円だったが、今回は軽減税率などがあるので負担増は2.2兆円程度に納まるという見方があります。また、反動減対策に10兆円程度必要だという声もあります。増収見込みを上回る対策までとって消費税増税を強行するとなると、まさに本末転倒、支離滅裂の政策になりかねません。そうまでして消費税増税に突き進むとする背景には、消費税増税の必要性を強く主張し、そのいっぽうで更なる大企業減税を要求する経団連からの圧力が見え隠れします。いくら大企業の利益を擁護しても国民消費が落ち込めば景気はよくなりません。消費税増税計画は中止すべきであります。

また、政府は消費税増税にともなう消費者の痛税感を抑えるためとして、食料品などを税率8%に据え置く軽減税率を取るとしています。軽減といっても減税ではなく一部据え置かれるという話ですが、軽減税率導入後は10%と8%が混在することとなり、政府は適正な課税を確保するためとしてインボイスを導入することとしています。インボイスとは、商品ごとに消費税率と消費税額などを記した請求書のことであります。2023年10月にはすべての課税業者にインボイスの発行が義務付けられる予定であります。

インボイスの導入で大打撃を受けるのは免税業者です。年間売り上げが1000万円以下の業者には、消費税の納税義務を免除することができます。現在、500万を越える業者が納税を免除されています。ところがインボイスを発行できるのは、税務署に登録された課税業者だけあります。課税業者がインボイスを発行できない免税業者から原材料や部品などを購入した場合、仕入税額控除が適用されず、負担が重くなってしまいます。そのため、免税業者が取引から排除されることとなります。

免税業者はインボイス導入の際に、免税業者のまま取引先を失うか、あるいは課税業者となるかがせまられます。小規模業者にとって、インボイスの事務負担は重いうえに、わずかな売り上げからも消費税を負担することになります。いずれにしても経営が追い込まれ、廃業につながりかねません。

以上の理由から私は提出された請願の趣旨に賛同し、不採択とする委員会の採決に反対することを最後に表明し、討論を終わります。